

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	計画事業	143	自立相談支援事業(くらしごと相談支援センター)	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、より効果的な就労支援を実施し、定着支援を強化します。	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困難し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	就労支援数	-	200人	数値上昇型	170人【140人】	相談者に寄り添った支援を実施した。	A	引き続き相談者に寄り添った支援を実施する。	112人【200人】(56%)	単に求人のあるっただけではなく、個別求人への開拓や就労が継続できるよう定着支援等も行いました。しかしながら、有効求人倍率の上昇等を背景に、コロナ収束以降は新規相談者が減っており、就労支援数も減少しました。	C	コロナ収束以降新規相談者が減り、就労支援数も減少していることから、潜在的な生活困窮世帯の掘り起こしのため、制度や窓口に関する広報活動に力を入れていきます。
			計画事業	144	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、その方の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	就労支援数	-	50人	数値維持継続型	18人【50人】	この支援を希望する相談者が少なく、目標数に届かなかった。	C	より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢を相談者に提示し、オーダーメイドの支援を実施する。	18人【50人】(36%)	すぐの就労が難しい、経験が乏しいなど様々な課題を抱える方々に対し、就労体験や社会参加活動の場を提供しました。この支援を希望する相談者が少なく、目標数を下回りました。	C	より当事者に寄り添い、意欲の喚起と本人希望を大切にプランの策定に努めるとともに、幅広い選択肢を提示し、オーダーメイドの支援を実施していきます。
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	-	300人	数値維持継続型	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	305人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施します。
			計画事業	146	就労準備支援(就労意欲喚起)事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	-	90人	数値維持継続型	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握し、就労自立を目指した支援を行う。	62人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行います。
(2) 若者の参加支援																				
①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	重点事業	147	中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①82人 ②1,095人 ③100件	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①60人【60人】(73%) ②1,637人【800人】(150%) ③544件(544%)	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何らかの問題を抱えていることが多い。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできた。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	①69人【70人】(98%) ②1,175人【1,000人】(117%) ③841件【200件】(420%)	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何らかの問題を抱えていることが多いが現状です。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできる場として機能できるようにしていきます。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。
			計画事業	148	若者学びあい事業	生涯学習・スポーツ課	つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくりまします。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	-	5回	数値上昇型	3回【5回】	みらい国際映画祭では、過去最多の応募作品があり、映画祭の準備や当日の運営でも、学生や地域の若者が多数携わり実施できた。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていく。	5回【5回】(100%)	みらい国際映画祭では、97作品の応募があり、映画を見るだけではなく、一般参加の若者たちにも映画製作における「考え方」「ノウハウ」が身につくプログラムを多数実施しました。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていきます。
			計画事業	149	としまコミュニティ大学	生涯学習・スポーツ課	人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、7大学に在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとします。	豊島区と区内7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。	事業実施回数	-	65回→70回	数値維持継続型	66回→70回【68回】	各大学による講座では、講師の補助として学生の参加が多数見られ、区民の学びの助けとなった。	A	大学との連携による講座の開催では、どの世代にも、関心のある講座を受講できるよう、学習の機会を提供していく。	79回【70回】(112%)	各大学の特色を生かし、どの世代にも関心のある講座を展開できるよう、学習の機会を提供しました。	A	引き続き、各大学の特色を生かした講座を展開し、若者を含む幅広い世代の方の学習機会を広げられるよう取り組んでいきます。
			計画事業	150	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	子ども・若者の読書機会の提供します。	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	読書普及企画の実施数	-	年1回以上	数値維持継続型	図書館訪問対応: 3回【年1回以上】	6/30目白小学校「図書館見学」、10/12南池袋小学校「町たんけん」、1/30東京大学教育学部附属中等教育学校「りんごのたな見学」に対し、児童、生徒達へ施設案内、質疑応答等を実施した。	A	YA向けの企画展示について引き続き充実を図り、SNS等を活用した周知を行う。	図書館訪問対応: 3回【年1回以上】300%	7/2目白小学校「図書館見学」、11/13南池袋小学校「図書館見学」、12/10明有小学校「図書館見学」に対し、児童へ施設案内、質疑応答等に対応しました。	A	子どもたちが授業を通じ図書館を身近に感じ、親しみを持って成長してから図書館を活用してもらえよう学校との連携を深めるほか、気軽に参加できるYA向けのイベントを試行していきます。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	計画事業	151	としまscope	SDGs未来都市推進課	「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	ひと月当たりの平均ページビュー数(前年度は平均3,000)	-	6000回	数値上昇型	-	終了	計画事業No.151【再掲】へ継承したため終了した。	-	終了	-		
			計画事業	138	就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム)【再掲】	福祉総務課	子ども・若者の進路指導決定に対するサポートを行います。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	進路支援数	-	40人	数値上昇型	5人【25人】	個別進路支援に至った対象は少なかった。	C	支援プランのひとつとして案内を行い、支援につなげる。	5人【100人】(5%)	高校1年生、2年生に向けた準備的なキャリア教育面での支援を中心に実施しましたが、学校からの講演依頼が少なく、例年より低い実績となりました。	C	引き続き支援を必要とする層に向け、適切な支援が行えるよう事業を展開します。
			計画事業	152	としまぐらし会議プロジェクト	SDGs未来都市推進課	若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたしらしく、暮らせるまち。」を実現したいひとの一步を踏み出す支援を行います。	“「わたしらしく暮らせるまち。」はみんなで作る。”をコンセプトに、区在住・在勤・在学者等によるそれぞれの主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな担い手の創出に取り組んでいます。	としまぐらし会議新規参加率	-	-	-	-	-	廃止しました。	-	廃止しました。	-	終了	廃止しました。
②社会参加の推進	若者の社会参加を促進します。	社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。	計画事業	153	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	各種啓発事業の適正な実施	-	-	-	-	主権者教育講座(年3回実施)、明るい選挙ポスターコンクール(年1回)等	A	小中学生向け主権者教育の内容を再検討、ポスターコンクールの更なる拡充により若年層への啓発を推進する。	主権者教育講座(年4回実施)、明るい選挙ポスターコンクール(年1回)、若年層投票立会人の募集	A	高校生だけでなく、小中学生向けの主権者教育講座の実施を目標とします。ポスターコンクールの作品募集のため、全ての区内の中学校へ赴きます。若年層立会人の募集には、SNSを活用し、募集人数を効果的に増やします。	
			計画事業	154	地域防災力向上事業	防災危機管理課	新たな地域防災の担い手を創出します。	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	若者を対象とした防災啓発事業の実施	-	年2回程度実施	数値維持継続型	16回	A	令和5年度に引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努める。	13回	区立小中学校および都立高校11校にて防災授業を実施しました。避難所運営ゲーム(HUG)の実施やマンホールトイレの組立方法など防災資機材等の使用方法の確認を行いました。	B	引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努めるとともに、積極的学校の積極的な防災授業の実施を呼びかけてまいります。	
			計画事業	148	若者学びあい事業【再掲】	生涯学習・スポーツ課	つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくる。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	-	5回(令和2年度よりカウント方法を変更したため)	数値上昇型	3回【5回】	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていく。	5回【5回】(100%)	みらい国際映画祭では、過去最多の応募作品があり、映画を見るだけでなく、一般参加の若者たちにも映画製作における「考え方」「ノウハウ」が身につくプログラムを多数実施しました。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていきます。	

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

(1) 状況に応じた支援

①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	84%【55%】	数値上昇型	66.8%【66%】	A	引き続き、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、職員の質向上にも努め、要支援家庭の状況の改善を図る。	52.8%【84%】(62.9%)	関係機関との会議実施のほか、豊島こども会議にて、ヤングケアラーについての啓発に関して取り組んでもらいました。また、児童虐待等要支援家庭の改善率については、長年に渡るケースが増加していることから、改善率の実績が低くなっています。	C	豊島こども会議で提案された内容(イベントでの啓発、着ぐるみの活用、など)を取り入れ、引き続き要支援家庭の状況改善を図ります。
			計画事業	155	母子生活支援施設	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	-	20世帯	数値上昇型	17世帯【20世帯】	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。随時担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りにも努める。	16世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングもおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	-	-	20件	数値上昇型	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件【30件】	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めていきます。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	児童相談課	児童相談所に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	-	-	-	-	-	増加する虐待相談及び困難ケースへの十分な対応を行うため、専門研修の受講、所内OJTを実施し、各専門職の人材育成を図った。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き市職員の人的育成に取り組む。児童相談所業務のICTによる業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	-	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施した。また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドボカイトを開始した。一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い課内体制を整備した。また、国のマニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護請求に必要な書類の作成、準備までのシミュレーションを実施した。	A	引き続き、意見聴取等措置を行うとともに、意見表明支援員との情報共有を行い、子どもの権利擁護に向けた取組を進める。また、児童福祉法の改正やこども性暴力防止法へ適切に対応するため、制度理解及び運用検討を行う。合わせて、児童相談体制の強化を目的とした都区連携強化にも取り組み、業務の平準化をはじめ、共同による人材育成や人材交流について検討を進めていく。	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	-	14,000件	数値上昇型	10,442件【12,000件】	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	10,910件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。外国人、若年の妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。		
②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。	社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。	重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	①7回【5回】(87.5%) ②22家庭【21家庭】(100%)	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出前講座等をはじめ、庁舎内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区児相が開設したメリットを最大限に活かした、区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を展開した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をフォスティング事業所と連携して行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に向けて取り組む。引き続き未委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。	①26回【8回】32.5% ②26家庭【22家庭】11.8%	相談会や出前講座等を開催するとともに区内イベントにも参加し、普及啓発及び区内団体との交流を図った。社会貢献活動見本市では「豊島新聞賞」、「としまNPO推進協議会地域活動奨励賞」を受賞した。あわせて、既存の里親に向けた研修・トレーニングも実施し、養育スタイルの維持向上に継続的に取り組んでいる。	A	四半期ごとに到達目標と現状を明確にし、原因と対応策をチェックするとともに、所内里親連絡会を月1回開催し、管内養育家庭の状況を把握する。また、児童福祉審議会や里親委託等推進委員会等に適時経過報告を行い、里親委託等推進に向けたアドバイスを伺う。	
			新規事業	新規	児童養護施設退所者等支援事業	子育て支援課	自立前後の切れ目のない相談支援及び経済支援をすることで、伴走型支援を実現し、高い中退率・離職率、経済的な困難・不安を解消する。	児童養護施設や里親のもとから巣立つ若者に対して、支度金と給付型奨学金による経済的支援と、退所前からの切れ目のない相談支援により、退所後の生活に対する不安を軽減し、自立や自己実現を後押しする。	措置解除者のうち進学者の2年後在籍卒業率(%)	-	90%	-	-	-	-	-	-	100%	相談支援については、社会的養護経験者に加えて、虐待を受けた経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった若者も対象として実施。	A	毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告することで課題に対応していく。公的支援につながらなかった若者に対して、SNSを活用したアウトリーチなど様々な手法を実施してゆく。
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)	①数値上昇型 ②数値上昇型	①31件【20件】(124%) ②17件【30件】(42.5%)	区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	①7件【20件】(35%) ②7件【30件】(23%)	引き続き区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行いました。全体相談人数が約80人減少していることをうけ、不登校及びひきこもりに関する相談も減少しました。	C	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努めるとともに、子ども食堂や中高生センタージャンプへのアウトリーチにも力を入れます。	
			計画事業	157	袖子の木教室(適応指導教室)	教育センター	不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と思われる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	義務教育修了時点の社会復帰率	-	100%	数値維持継続型	100%【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心により良い進路選択を支援していく ・VLP事業「バーチャル袖子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心により良い進路選択を支援していく ・VLP事業「バーチャル袖子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。 ・新たに教室リニューアル改修、昼食提供、楽しい授業等を実施することで児童・生徒の登室意欲向上に繋げる。	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心により良い進路選択を支援していく ・VLP事業「バーチャル袖子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。 ・新たに教室リニューアル改修、昼食提供、楽しい授業等を実施することで児童・生徒の登室意欲向上に繋げる。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	158	教育相談	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では妻支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	-	460件	数値維持継続型	495件 [460件]	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	552件 [460件]	令和5年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携したことで、教育相談の認知度が高まり、終了件数よりも新規受付件数が増えた結果、目標値を上回った。前年度からの継続相談が増えているため、丁寧な併走支援が行われている。	B	・心理職による、定期的な継続相談を通じて子どもの成長や発達に伴って生じる問題や悩み、いじめ等に併走支援をし、相談者が自立できるようにしていく。また心理職にしかできない発達検査や継続相談を通じて、子ども自身の理解や保護者の子への理解を深め、家庭や学校内で上手にやっていけるよう後方支援をしていく。 ・不登校対策として西池袋中学校にチャレンジクラス(スリジエ)を開設したことにより、在籍校とも連携しながら中学進学時の相談を丁寧に対応する。
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校は派遣人数・回数を2倍に、1校は3倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をします。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	A	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をします。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	支援・関与数	-	180件	数値維持継続型	110件 [180件]	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回(30校×3時間×35回)巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上のために、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	C	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	170件 [180件] 94%	・SSW10名を中学校区(中学校及び隣接する小学校)毎に配置し、年間1,237回(30校×毎週3時間)各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒を早期発見し、学校、福祉・医療関係機関と連携し、ケースに応じた支援を行い環境の改善を図った。 ・SSW資質向上のために、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間368時間実施した。 ・SSWと、令和6年4月より中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員による連携支援を開始した。	B	・SSW10名を中学校区(中学校及び隣接する小学校)毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。
			計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者への支援も推進します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもセキップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発。 ②39件 [50件] (78%)	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持ってもらうため、小・中学生の意見を聞きながら、「ふくろう相談室」という愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談に対応するとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげるため、アウトリーチなどにも力を入れていきます。
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	-	20件	数値上昇型	28件 [25件]	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件 [30件]	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めています。
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	重点事業	159	生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	福祉総務課	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ること、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営についての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体)	①47人 ②14団体18教室	①42人 [①60人] ②— [②20団体25教室]	①数値上昇型 ②数値上昇型	①19人 [30人](45.2%) ②15団体19教室 ↓修正 18団体(22教室) [18団体18教室]	支援希望者が少なかったため目標数には届かなかった。	C	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①9人 [①42人] (21.4%) ②19団体25教室 [②20団体25教室]	地域の学習支援団体への働きかけに努め、令和5年度に比べて団体数、教室数のいずれも増加しました。	A	とこネットのさらなる周知、会場確保等の支援拡大を実施していきます。
			重点事業	140	子ども・若者支援事業【再掲】 ↓ 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていくように支援します。	高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	100% 100%	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。	100% [100%] (100%)	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度						
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)		
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	家計改善支援数	-		70人	数値上昇型	81人【70人】	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施した。	A	引き続き適切な支援提案を実施する。	81人【70人】(115.7%)	収支の見える化や必要に応じて多重債務の整理など状況に応じた支援を実施しました。	A	家計に課題を抱える方に対し、引き続き適切な支援提案を実施します。	
			計画事業	161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるように支援を行います。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無償学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	-		100%	数値維持継続型	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や問題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や問題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施します。	
			計画事業	162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	-			25人	数値維持継続型	23人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	17人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。
			計画事業	163	奨学金支援事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を積極的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯	-			①98.0% ②85.0%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①100%【98%】 ②85.8%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行いました。 生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	①100%【98%】 ②86.6%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行いました。 児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図りました。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	A	引き続き、児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。
			計画事業	164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数 ↓ 認定者数へ変更	-			申請者数を令和2年度と比較して5%増、2126名を目指す。	数値上昇型	1,912名【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。	1,482名【2,126名】70%	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。
			計画事業	165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に対し、塾代や受験料の提供を実施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	-			300人	数値上昇型	172人【150人】	窓口での相談の際に支援策のひとつとして情報を提供した。	A	相談件数の増加にむけた周知活動を実施する。	176人【150人】(117.3%)	くらし・ごと相談支援センターで相談を受けた受験生を抱える子育て世帯等に対し、支援策のひとつとして情報を提供しました。	A	利用件数の増加にむけた周知活動を実施します。
			計画事業	166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額(上限あり)を支給することで、就業機会の確保に向けた支援を行います。	支給決定数	-			100人	数値上昇型	43人【50人】	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃されたことから、令和2～4年度の件数からは激減した。	B	引き続き適切な給付を実施する。	36人【100人】(36%)	くらし・ごと相談支援センターの利用者へ積極的に事業周知を行いました。コロナの収束に伴い、令和2～4年度のコロナ禍の件数と比べ大幅に減少しました。	C	事業周知の幅を広げるとともに、引き続き適切な給付を実施してまいります。
			計画事業	167	フードドライブの実施	こみ減量推進課	社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に食料を届けます。	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会へ提供した食品数	-			640kg	数値上昇型	約1,337.2kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ・帝京平成大学の民間事業者等との連携によるフードドライブを計11日間、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区のイベントで計4日間特別受付を実施。 SNSや区HP等で当事業内容の周知を行った。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。	約853.4kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店や東武百貨店 池袋店・サンシャインシティ・帝京平成大学・東京ビジネス外語カレッジなど民間事業者等との連携によるフードドライブや、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区のイベントで特別受付を実施。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	-	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①22回【64回】 ②305人【1,391人】	新型コロナウイルス感染症が収束したため、以前のように対面学習の子ども参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したため、徐々に従来の対面での学習会を開催を増やしていきながら努めています。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場について行けるような仕組みづくりに取り組んでいます。	①25回【65回】(38%) ②315人【1,400人】(23%)	コミュニティソーシャルワーカーが中心に活動するのではなく、地域住民が主体となって学習支援活動を実施していく仕組みと移行していくことを踏まえ、昨年度と同数の学習支援活動を実施しました。	C	コミュニティソーシャルワーカーが実施する学習支援活動については、としま子ども学習支援ネットワーク(とこネット)へ引き続き参画し、支援を必要とする子どもをつなげていきます。また、地域のニーズや同地域で行われている他団体の活動状況などを確認し、地域団体に移行できる場合は、随時移行していくとともに、活動団体に随時移行していくとともに、活動団体に随時移行していただく必要に応じて学習支援活動の運営をサポートしていきます。
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	-	300人	数値維持継続型	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と定着支援を実施する。	305人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と定着支援を実施する。
			計画事業	146	就労準備支援(就労意欲喚起)事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	-	90人	数値維持継続型	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労障害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労障害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	62人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労障害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労障害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行います。
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	重点事業	168	ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	相談件数	9,384件	10,000件	数値上昇型	7,224件【8,000件】(72.2%)	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談(離婚前相談)にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解決する対応となつてしまい、長期的な生活の安定を目指した支援につなげていない。単発に支援策を提供するのではなく子どものライフステージを視野に入れた自立支援プログラムを開拓すべく体制の整備を行う。	7,624件【8,000件】(99.1%)	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談(離婚前相談)にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解決する対応となつてしまい、長期的な生活の安定を目指した支援につなげていない。単発に支援策を提供するのではなく子どものライフステージを視野に入れた自立支援プログラムを開拓すべく体制の整備を行う。
			計画事業	169	養育費に関する取り決め促進事業	子育て支援課	養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指します。	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	事業利用者数	-	15件	数値維持継続型	4件【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離婚前相談から養育費促進事業の周知につなげた。ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えている。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら離婚前からの相談支援に努める。引き続きHP、セミナーを活用し養育費の取決めの重要性を相談者に伝える。社会情勢も注視しながら専門相談への連携を強める。	3件【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離婚前相談から養育費促進事業の周知につなげた。ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えている。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら離婚前からの相談支援に努める。引き続きHP、セミナーを活用し養育費の取決めの重要性を相談者に伝える。社会情勢も注視しながら専門相談への連携を強める。
			計画事業	170	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進を図ります。	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	貸付件数	-	60件	数値維持継続型	23件【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なることを説明し事業案内に努めた。貸付後の生活相談も含めて返済計画も進めている。給付型奨学金も増えたため、相談や貸付金額は減少している。	B	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談ができるような体制にする。返済も含めた長期的な相談支援につなげていく。	27件【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なることを説明し事業案内に努めた。貸付後の生活相談も含めて返済計画も進めている。給付型奨学金も増えたため、相談や貸付金額は減少している。	B	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談ができるような体制にする。返済も含めた長期的な相談支援につなげていく。
			計画事業	171	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	資格取得、講座取得を促しひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	事業利用者数	-	18人	数値上昇型	5人【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、子どものライフステージに係る金銭面の相談も含めて長期的な視野を持ってもらえるよう努めた。そのための増収を図る資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性とその給付についての周知を行う。とりわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。	9人【18人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、子どものライフステージに係る金銭面の相談も含めて長期的な視野を持ってもらえるよう努めた。そのための増収を図る資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性とその給付についての周知を行う。とりわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。
			計画事業	172	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	ひとり親の自立促進のために転職、就職等の就労支援を行います。	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	就職率	-	80%	数値維持継続型	56.2%【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。就労の妨げとなる課題解決についても進めている。現在の就労問題だけではなく今後の就職に有利な資格取得についても動いている。	C	ひとり親の就労の軸となる支援の枠組みを構築する。生活状況から就労の内容まで踏み込み、子育てのライフスタイルに合わせた長期的な寄り添い対応を行う。就労しただけでは終わらせず、安定した生活を第一に考え相談継続していく。	55.5%【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。就労の妨げとなる課題解決についても進めている。現在の就労問題だけではなく今後の就職に有利な資格取得についても動いている。	C	長期的視点に立ち、ひとり親の就労の軸となる支援の枠組みを構築する。利用者本人の意向も大切にしつつ、生活状況から就労の内容まで踏み込んだ、総合的支援を行う。就労しただけでは終わらせず、安定した生活を第一に考え相談継続していく。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業	173	福祉住宅	福祉総務課	住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数	-	20戸	-	0戸 [0戸]	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和5年度の募集実績は0戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	3戸 [3戸]	福祉住宅の空き状況により斡旋する。	B	福祉住宅の空き状況により斡旋する。
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもたちの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	-	100%	数値維持継続型	100% [100%]	週2回開催を標準化した。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験(模試、漢検、英検)を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持ってよう努めた。	B	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。個々の状況に合った安心した居場所づくりに努める。	100% [100%]	毎週固定した学習支援員を配置し、個別対応ができる体制を確立させた。外部試験(模試、漢検、英検)を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持ってよう努めた。	A	学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。参加児童たちにとっての安心できる居場所としていきたい。
			計画事業	34	母子一体型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)【再掲】	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一体型ショートケアの延利用日数	-	100日	数値維持継続型	92日 [100]	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接(意志表明のできる年齢)を行い、子の意見を積極的に取り入れた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	188日 [188%]	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接(意志表明のできる年齢)を行い、子の意見を積極的に取り入れた。ショートケアを経て、母子生活支援施設本入所につながったケースもあった。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。
計画事業	155	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指す。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	-	20世帯	数値維持継続型	17世帯 [20世帯]	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中に行えるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。随時担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める	16世帯 [20世帯]	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。必要性のある母子については、心理士よりカウンセリングもおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中に行えるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。必要性のある母子については、心理士よりカウンセリングも行い、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める			
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	重点事業	174	発達支援相談事業	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)	発達相談件数	5,048件	5,200件	数値上昇型	7,430件 [6,000件] (142.9%)	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	6,885件 [5,200件] (132.4%)	児童発達支援センターを開設し、区民や関係機関に区のホームページや会議等で設置の周知を行いました。また新たに栄養士を配置し、食育指導や調理体験等を実施し食に課題のある児童の支援を強化することができました。地域支援を担う役割として関係機関向けの学習会を実施しました。	A	個別専門相談の待機期間の減少に努めています。
			計画事業	175	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	重度障害者の学習する場を支援します。	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	-	-	-	-	-	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	-	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。
			計画事業	176	発達支援センター(仮称)の設置検討	子ども家庭支援センター	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	-	-	-	-	-	教育部関係課及び障害福祉課と協議会を設置。近隣自治体への視察等を踏まえ、望ましい複合施設のあり方について検討を進めた。また、図面作成のために職員数や利用者数の算出や適正な部屋数について検討を進めた。	A	教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指す。また、必要物品の割り出しなどより具体的な作業に入ることから、細部にわたり確認を進める。	-	設置された協議会(千川中複合施設プロジェクトチーム)を開催し、設計図面や実務者レベルで検討した運営方法等の情報共有・課題整理を行いました。	A	引き続き、教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指します。また、教育センターと児童発達支援センターの情報共有のルール等、運営方法の細部を検討します。
			計画事業	177	発達障害者相談窓口	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の相談者数	-	相談者数180人	数値上昇型	217人 [190人]	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につないでいく。	219人 [180人]	広報としま、ホームページ等で明確なニーズのある区民への窓口の周知に努めました。講演会等で潜在的なニーズのある区民への働きかけをし、窓口のPRを図りました。関係部署・機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図りました。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係部署・機関を紹介しました。	A	明確なニーズのある区民へは広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努めます。潜在的なニーズがある区民には講演会等を通じ、窓口のPRを図ります。関係部署・機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につないでいきます。

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	-	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	-	-	-	-	-	-	-	休止	-	-	休止	-	
			計画事業	179	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	全校園における交流及び共同学習の実施	-	-	全校園における交流及び共同学習の実施	-	全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。	東京都補助事業として要小学校が取り組んできたことを参考に、各校でインクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業成果を広く周知し、豊島区特別支援教育推進計画に基づいて、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。国立特別支援教育総合研究所の支援事業を実施し、全校におけるインクルーシブ教育の実現を目指す。	全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。	東京都の指定を受け要小学校が取り組んできたことを参考に、各校でインクルーシブな教育を推進しました。	A	令和7年3月に策定した「豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】」に基づいて、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成を目指します。
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業	子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数	-	500園	数値維持継続型	560園【540園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員へアドバイスをを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	494園【500園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員へアドバイスをを行いました。保護者面談を実施し保護者と施設職員が発達について共通理解する機会をつくりました。	B	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行います。	
			計画事業	181	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の支援をします。	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。	適正な補助金の支出数	-	360件	数値維持継続型	492件【360件】	区民向けにホームページ、ちらしで事業の周知を行い、関係機関向けには連携会議等で事業の周知やカウンセリング機関の見学会を実施し利用に繋がった。またカウンセリング機関と密に情報共有し、適正に補助金の支出をした。	A	区民や関係機関に事業の周知を行うとともに、丁寧に事業内容の説明を行い適切な利用につなげる。カウンセリング機関とは当グループ相談窓口の状況やカウンセリング機関の受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	486件【360件】	区民向けにホームページ、ちらしで事業の周知を行い、関係部署・機関向けには連携会議等で事業の周知やカウンセリング機関の見学会を実施し利用につなげた。またカウンセリング機関と密に情報共有し、適正に補助金の支出をしました。	A	区民や関係部署・機関に事業の周知を行うとともに、丁寧に事業内容の説明を行い適切な利用につなげる。カウンセリング実施機関とは当グループ相談の状況やカウンセリング実施機関の受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行います。	
			計画事業	182	障害児保育事業	保育課	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ伺う障害児訪問保育を実施します。	必要なサポートを行いながら保育を実施	-	-	-	-	-	必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。	-	必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。
			計画事業	183	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	実施施設数(全学童クラブ22校)	-	22施設	数値維持継続型	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	障害児の増加に対応するため、スクールスキップサポーターを全施設に複数配置してまいります。	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	障害児の増加に対応するため、スクールスキップサポーターを全施設に複数配置してまいります。	
			計画事業	184	障害児通所支援事業	障害福祉課	将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	適正な受給者証の発行数	-	597件	数値維持継続型	812件(内訳) ・児童発達支援428件 ・医療型児童発達支援1件 ・放課後等デイサービス328件 ・保育所等訪問50件 ・居宅訪問型児童発達支援5件【812件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	924件(内訳) ・児童発達支援449件 ・放課後等デイサービス381件 ・保育所等訪問支援85件 ・居宅訪問型児童発達支援9件【924件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	
			計画事業	185	障害者(児)日中一時支援事業	障害福祉課	施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行います。	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	適正な受給者証の発行	-	87件	数値維持継続型	72件【72件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	73件【73件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者向けガイド等事業に関する積極的な説明を行う。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	186	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようになります。	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	発達障害者支援ネットワーク会議(専門部会含む)の開催	-		2~3回	数値維持継続型	3回 [2~3回]	ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向け、発達障害を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会議委員でネットワーク会議および専門部会を開催した。会議では各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討、医療機関見学等を行い連携と支援力の強化を図った。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では大学教授による発達障害に関する講義を行い、ライフステージを通じた切れ目のない支援について意見交換を行う。専門部会では情報交換、事例検討等を通じて切れ目のない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図る。	3回 [2~3回]	ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向け、発達障害を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された委員でネットワーク会議および専門部会を開催した。会議では学識経験者の発達障害に関する講話を受け、各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討等を行い連携と支援力の強化を図りました。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では学識経験者による発達障害に関する講話を行い、ライフステージを通じた切れ目のない支援について意見交換を行います。専門部会では情報交換、支援体制づくりのための「地域診断」を通じて切れ目のない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図ります。
			計画事業	187	障害者サポート講座	障害福祉課	映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	区民ひろば等での講座開催	-		20回	数値上昇型	4回 [4回]	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。としま子ども会議と連携し、参加した子ども達にとしまテレビに出演してもらい、YouTubeで放映した。	A	引き続き民間事業者など幅広い区民への周知を図る。また子どもなど多くの方にとって、分かりやすいことを意識したサポート講座を実施していく。	4回 [4回]	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。	A	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画のYouTube配信を行います。
			計画事業	188	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まごミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害者アート事業実施回数	-		5回	数値維持継続型	5回 [5回]	障害者美術展「ときめき想造展」は、センタースクエアでの展示を再開し5日間で783名の来場者があったほか、オンライン展示も引き続き実施した。まちかど回遊美術館は新たに「サンシャインプリンスホテル」での展示を行った。	A	オンライン展示を継続しながら、展示規模の拡大や新たな展示場所・展示方法を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。	5回 [5回]	障害者美術展「ときめき想造展」は、昨年度に引き続き、センタースクエアでの展示を行い5日間で577名の来場者があったほか、オンライン展示も引き続き実施した。「ときめき想造展」の受賞作品について、庁舎まごミュージアムでの展示を行った。まちかど回遊美術館は新たに「池袋消防署」での展示を行った。	A	「ときめき想造展」について、会場展示とオンライン展示を継続しながら、作品の出品数や来場者数について、展示規模の拡大を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。
			計画事業	189	余暇活動支援(ほっとサロン事業)	障害福祉課	就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日や週末を過ごす場を提供し、就労の定着を目指します。	コロナ過での安全な活動	-		月2回 年24回実施	数値維持継続型	24回開催(登録者14名) [年24回]	感染症対策のため中止していた外出行事を再開し、参加者の更なる満足度の向上と心の安定を図った。	A	年間を通して登録を可能とし、区ホームページ等を活用した積極的な周知を行うことで、参加者の拡充を図る。また、区内地域活動支援センターを活用し、精神障害者対象の余暇活動とあわせて充実を図っていく。	知的：年6回開催 精神：年2回開催	知的障害者を対象とした余暇活動に加え、精神障害者を対象とした余暇活動を実施しました。知的障害者を対象とした余暇活動については、実施回数を減らす一方で、外出の頻度を高めるなど活動の質の向上を図ることで、利用者の満足度向上につなげることができました。精神障害者を対象とした余暇活動は、活動内容の周知が十分に行き届かなかったことに加え、体調管理が難しいといった障害特性も影響して、継続的な利用者の確保には至りませんでした。	B	知的障害者を対象とした余暇活動は、年6回実施するとともに、普段の生活では体験できない活動の充実を図り、利用者の満足度向上に努めています。また、精神障害者が参加しやすい活動の実現に向けて、豊島区障害者就労支援センター主体の余暇活動の実施をとおして、より適切な活動形態を模索していきます。
			計画事業	190	就労促進支援事業	障害福祉課	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就職定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことへの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけます。	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就職定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことへの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけます。	就労前準備講座の開催	-		各年度3~4回程度実施	数値維持継続型	0回 [2~3回]	令和5年度は就労前準備講座の開催しなかった。代わりに、コロナ過で規模を縮小していた市内実習の参加人数を2人から4人に増やし、年7回開催することで、就労前の実習の機会を多く提供した。また、3月に区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が集まるネットワークとしま会議を4年ぶりに開催し、就労支援機関のネットワークを強化するなど、より効果的な取り組みを実施した。	B	障害者本人に対する支援策を強化するため、就労前準備講座のあり方を検討し、より就労支援に効果的な取り組みを充実させる。また、地域資源である区内の障害者の就労に関わる支援機関の連携と底上げを図る目的で、ネットワークとしま会議は毎年開催し、障害者本人を地域全体で支援していく取り組みを推進する。	0回 [2~3回]	「行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ」を開催し、就労に対するイメージを膨らませることに寄与するとともに、就職に関する課題解決のための相談機関として障害者就労支援センターの周知をはかりました。また、区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が参加するネットワークとしま会議を開催し、就労支援機関同士の連携強化を図りました。	A	就労に対するイメージを持ち、将来の選択肢の幅を広げてもらえるよう、障害のある子どもを対象にした「就労ワークショップ」の開催をしていきます。また、ネットワークとしま会議や担当者会、障害者就労フェアを開催し、就労支援機関の連携強化を図り、地域全体で障害者を支援していく体制整備を進めていきます。
			計画事業	191	日曜教室(つばさCLUB)	生涯学習・スポーツ課	中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	日曜教室(つばさCLUB)実施回数	-		15回	数値維持継続型	14回 [15回]	知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため、月2回全員での活動を再開し、4年ぶりのバスハイクを実施、学外学習の機会も提供した。	B	引き続き月2回、全員での活動を実施する。受講生の意見を取り入れながらプログラムを作成し、主体的な取り組みを行うことで、知的障害のある方々の生涯学習活動の充実をより一層図る。	14回[15回](93%)	知的障害のある方を対象とし、月2回活動を行いました。バスハイクや学外学習の機会も担保し、受講生が主体的に取り組めるようプログラムの工夫をして実施しました。	B	受講生の意見を取り入れながら、月2回のプログラムを実施します。主体的に関われるよう工夫しながら、引き続き知的障害のある方々の生涯学習活動の充実を図っていきます。
			計画事業	192	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。	障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労経験を積む場所を提供します。区自らが就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。	①任用人数 ②一般企業等への就職	-		①3名 ②契約年数満了までの就職	①数値維持継続型 ②-	終了	終了	終了	終了				

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
⑥ 障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	193	マルチメディアアイジ-の充実	図書館課	子ども・若者の読書機会を提供します。	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアアイジ-の活用により、読書環境を整備します。	マルチメディアアイジ-等、発達段階に合わせた図書提供	-	実施	-	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアアイジ-： 12(2タイトル増) ・りんごの棚： 333(132タイトル増) ・音の出る資料： 8,432(925タイトル増)	マルチメディアアイジ-図書については障害の有無に関わらず貸出可能な資料が販売されていないが、寄贈の形で収集できた2タイトルを蔵書に加えることができた。が、りんごの棚の資料や音の出る電子図書館資料については、販売している資料を積極的に収集した。	A	読書が困難な子ども・若者が楽しめる書籍を現物で提供する「りんごのたなスポンサー制度」のさらなる周知と、言語に依存しないボードゲームなどを使用したイベントの実施について検討する。	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアアイジ-： 12(2タイトル増) ・りんごの棚： 363(30タイトル増) ・音の出る資料： 8,267(165減)	「りんごのたなスポンサー制度」は2社から計11冊の本の寄贈を受けました。また、りんごのたなに属する資料に関しては積極的に収集を進めたことにより蔵書数をより多く増やすことが出来ました。	A	読書をサポートするリーディングトラックの整備といった、資料の充実とは異なるアプローチで読書が困難な若者への取り組みを進めます。
⑦ 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	重点事業	194	多文化共生推進事業	企画課(多文化共生推進担当)	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等との連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	連携団体数	1件	20団体	数値上昇型	20団体【20団体】(100%)	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。令和2年度に実施した外国籍区民への調査では、日本人との交流を希望する声が多かったことから、先述のシンポジウムに参加した団体が国際交流事業を行う際に庁内関係課との調整を行ったほか、豊島区民社会福祉協議会と学習院大学の学生が共同で行う交流イベントに参加・協力するなど、外国人支援団体と連携し国際交流事業を行った。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、令和6年度の新規事業「外国人支援体制の強化」に向けて区内の支援団体との繋がりを広げ様々な意見を取り入れながら進めていく。	23団体【20団体】(115%)	区民提案事業「外国人支援体制の強化」として、新たに「外国人相談窓口」を令和6年7月に開設し、多言語での相談に対応するほか、外国人向けのリーフレットやチラシ等を集約して一元的に提供しました。また、専門学校と連携して新たにアニメーションでわかりやすく生活ルールを伝える動画と冊子を作成しました。そのほか、これまで同様、学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加しました。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティ・機関との連携を進めていきます。また、「外国人相談窓口」の周知強化やニーズ把握のため、これまでの繋がりを活かしながら、様々な方々からの意見を聴く機会を設けていく予定です。
			計画事業	195	日本語指導教室	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	日本語指導の実施人数	-	-	-	36名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。教育センターへの児童送迎が保護者の負担となることで、児童への日本語学習に影響が出ないよう、学校への巡回指導の体制を整えた。	B	学校からの申請依頼に対応できるような体制を整える	53名	小学校への巡回指導を開始した。そのことにより保護者の送迎負担がなくなったことから新規の申請が増加し、児童については令和5年度のおよそ2倍の入級数となった。	A	小学校への巡回指導を開始し申請数が増えたことから、入級まで1か月以上待機期間が発生することがあった。円滑に指導を開始できるよう、日本語指導教室の体制整備を進めるとともに、指導方法の見直しを行うことを通じ、困っている子どもがより早く日本語指導につながる事業を目指していく。
			計画事業	196	日本語初期指導事業	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	通訳者派遣の実施人数	-	-	-	64名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるような体制を整える	97名	通訳可能な言語を増やし(ミyanmar語)、さらに多様な需要に対応できる体制とした。	A	今後も多様な言語に関する通訳のニーズに迅速に対応できるような事業を推進していく。
			計画事業	197	外国籍の子どもへの学習支援	教育センター	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	日本語初期指導日本語学級日本語指導加配	-	-	-	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者を実施した。	A	今後も推進する。	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者を実施した。	A	今後も継続的に取り組みを行ない、外国籍の児童・生徒が学ぶ環境を整えていく。

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度					
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	計画事業	198	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	①観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課 ⑤企画課(多文化共生推進担当課)	①当該における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力の創出・発信、訪区外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。 ②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語(英語・中国語・韓国語)に翻訳したページを公開します。 ③外国籍の方への行き届いた教育の案内 ④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。 ⑤令和6年7月に開設された外国人相談窓口の周知を図る。	区のパンフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。	①英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語によるインバウンド冊子の発行冊子数 ②翻訳ページのアクセス数 ③全てのパンフレット・通知の外国語版を作成する。 ④総合窓口課で転入手続きをした子ども・若者を含む外国人に5言語で書かれた自転車利用ガイドを配布し、自転車のルール・マナーを普及啓発する。 ⑤総合窓口課で転入手続きをした子ども・若者を含む外国人に6言語で書かれた外国人相談窓口のチラシを配布する。	1外国にルーツを持つ子ども、若者が区内の魅力的な文化観光コンテンツの情報を母国語で入手できる。 ②55,000(令和2年度比約10%増) ③- ④外国人転入者に配布する。(年間約1万枚) ⑤-	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③- ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①7,700[0] ②38,521(翻訳ページアクセス数) ③- ④10,000枚 ⑤-	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子については、情報が古くないものについては、再開したイベント等で配付した。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを作成した。(英語5,000部、繁体字800部、簡体字1,100部、韓国語800部) ②ページ内情報を最新のものに更新した。 ③日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封しました。 ④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。 ⑤-	B	①インバウンド需要の復活し、池袋東口観光案内所リニューアルオープン等の外国人観光客の受入体制を整備しつつ、情報発信のあり方を引き続き検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 ②ページ内容の更新をする。やさしい日本語ページの活用について検討するとともに、本ページの周知方法についても検討し、認知度を高めていく。 ③引き続きホームページでは日本語・英語・中国語の併記とともに、5言語の掲載を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行います。 ④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。 ⑤-	①12,000[0] ②38,782(翻訳ページ表示回数) ③- ④10,000枚 ⑤約12,000枚[-]	①池袋東口観光案内所による、SNS、WEB媒体を利用した日本語、英語での観光情報の発信を行った。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを増刷した。(英語4,000部、繁体字3,000部、簡体字1,000部、韓国語1,000部)また、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂し、3,000部印刷した。 ②既存ページの内容を更新した。また、外国人にも分かりやすい平易な文章を用いるよう工夫した。 ③引き続きホームページでは日本語・英語・中国語の併記とともに、5言語の掲載を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行います。 ④来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行います。 ⑤引き続き、来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、外国人相談窓口のリーフレットを配布し周知を図る。他、その他の機会も活用しながら周知を強化していきます。	B	①外国人観光客の受入環境整備を強化し、旅マガ、旅ナカ情報発信のあり方を引き続き検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 ②既存ページの内容を更新する。また、内容をやさしい日本語にすることで外国人にもわかりやすいページを作成する。 ③外国籍児童の就学状況調査(アンケート)にてロシア語・タガログ語の翻訳版も追加します。 ④引き続き、来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行います。 ⑤引き続き、来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、外国人相談窓口のリーフレットを配布し周知を図る。他、その他の機会も活用しながら周知を強化していきます。		
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	-	-	-	-	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置しています。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していきます。
			新規事業	新規	外国人相談窓口	企画課(多文化共生推進担当)	身近な相談窓口として、様々な相談内容に応じて各課との連携や専門機関の紹介により課題解決につなげる。	多言語での相談に対応するほか、国や東京都などが作成している外国人向けのリーフレットやチラシ等を集約して一元的に提供する。	相談件数(件)	-	1810件	-	-	-	-	-	-	1,155件	達成率は低いが、R5年度件数の約1.5倍となっており、目標値に近づいている。また、開設目的である「庁内・庁外へのつなぎ」窓口完結の割合が約2～3倍に増えており、各課手続き時の「通訳派遣」件数が伸びている。	C	外国人相談窓口の周知・広報の強化・潜在的な困りごとや悩みなどの需要を調査するため、ミャンマー、ネパール、ベトナムの各コミュニティの方へのヒアリング・実態把握を行う。
⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会復帰を促進します。	就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。	計画事業	199	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	保護観察を受けている区内の青少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	-	-	-	-	対象者はいませんでしたが、要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。治安対策担当が実施した東京都の再犯防止研修会に参加し理解を深めました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	-	対象者はいませんでしたが、要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	
			計画事業	200	社会を明るくする運動	子ども若者課	7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	庁内放送実施回数	-	12回(月・水・金)	-	数値維持継続型	-	7/9(日)に池袋西口公園グロバルリングシアターで中央大会「区民のつどい」を実施しました。作文コンテストの表彰式と社明合唱団等による合唱を行い街ゆく人に社会を明るくする運動の周知を図りました。また午前中から公園内に社明構成団体等のブースを設置し周知活動を行いました。	A	6年度はセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。	-	7/14(日)に区役所1階としまセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等の出し物を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。	A	7年度もしまセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等の出し物を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	-	-	-	-	-	週2回午後後に青少年相談を実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後後に青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)[]内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度			令和6年度						
													令和5年度実績[]内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	令和6年度実績[]内は令和6年度目標値達成率(%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主管課評価(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)		
<p>⑨その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。)</p>	<p>DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。</p>	<p>相談窓口の設置や社会的認知度向上のために啓発活動を進めています。</p>	計画事業	202	女性の専門相談	男女平等推進センター	相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重篤化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	-	-	125件	数値上昇型	106件 【90件(20件,法律・こころ370件)】 (118%)	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。心的支援を強化するため、こころ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	141件 ・DV37件・法律47件・57件 【125件】 (113%)	令和6年度からDV相談、こころ相談をそれぞれ月1回ずつ増やすことで、相談件数が増加しています。特にDV相談は、これまでの夜間相談に加え平日の午後にも広げ、個々の生活状況に合わせて相談できるようになりました。	A	一般相談との連携を強化しながら、専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施し、相談者の悩みに寄り添い課題解決できるよう支援します。	
			計画事業	203	緊急一時保護	子育て支援課	DV等で緊急に保護の必要のある女性(子)の安全を確保します。	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護の必要のある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	保護人数(子含む)	-	-	80人	数値維持継続型	42人 【60人】	保護の必要のある女性(子含む)に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっている。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り要保護者のニーズにあわせた対応を心がける。	55人 【80人】	保護の必要のある女性(子含む)に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっている。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り要保護者のニーズにあわせた対応を心がける。	
			計画事業	204	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	-	-	-	-	-	-	-	・東京レインボープライド2023に出展 ・人権展示 ①鬼子母神プラス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まごごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③ファーマーズマーケット「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ④人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント開催 ・区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施	B	・人権展示 ①鬼子母神プラス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②エポック10「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・当事者やその周囲の方(家族・友人等)が抱える悩みに対し相談ダイヤルを月1回開設予定	-	多様な性自認・性的指向に関する映画の上映や啓発展示等を行うとともに、トランスジェンダーに関する区民向け講座を開催しました。	B	引き続き、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、講座の開催やパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出し等を行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。
			計画事業	205	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数	-	-	-	配置人数該当校・園に1~2人	数値維持継続型	2名 【2名】	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員(一部人材派遣)として看護師を配置しました。	A	引き続き必要な児童のいる小学校に看護師を配置します。	2名 【2名】 100%	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員として看護師を配置しました。	A	引き続き医療的ケアを必要とする園児や児童生徒のいる区立幼稚園及び区立小学校に看護師を配置します。
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数(累積)	-	-	-	①79.6% ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。 【70%】 ②3,603人 【3,430人】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布をしました。②相談：大学生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①68.6% 【健康に関する意識調査令和4年度版】より 【70%】 ②3,978人 【3,950人】	①普及啓発：あらゆる年代に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施をしました。②相談：大学生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	
			計画事業	135	青少年自殺予防対策【再掲】	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中学生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコラージュ・サンドビクターなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	-	-	-	200人	数値上昇型	172人 【170人】	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	143人 【200人】 (71%)	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	C	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについて、日ごろの運営のなかでの利用者への周知をしていきます。自己肯定感を高めるために効果的な事業の検討も進めていきます。
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	-	-	-	10回	数値上昇型	12回 【8回(区立中学校数)】 (150%)	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防前講座を実施します。	17回 【10回】 (170%)	区立中学校8校に加え、区内私立男子中・高でも実施。区立中では新たに特別支援級で実施したほか、私立男子校では男子向けに深く学べるよう工夫するなど、それぞれに合わせた内容で若年層へ広く周知啓発を促進しました。	A	若年層において顕在化してきているデートDVを、将来、配偶者間のDVにつながるような、区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図るほか、区内の中・高・大等へ、広くデートDV予防の必要性を周知していきます。